

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年 8 月 29 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「〇〇市地域防災計画及び同水防計画等に基づき、昨夏の〇〇水害関連で〇〇県民局（長）宛に届いている公文書の全て」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇市地域防災計画及び同水防計画等に基づき、昨夏の〇〇水害関連で〇〇県民局（長）宛に届いている公文書の全て」と特定した上で、請求のあった公文書を非開示とする本件処分を行い、令和元年 9 月 3 日付けで審査請求人に通知した。
- 3 本件処分において実施機関が非開示とした理由は、「請求のあった公文書は、取得していないため保有していない」というものであった。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年 9 月 24 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第 17 条の規定により、令和元年 12 月 6 日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
〇〇県民局（長）宛に届いている公文書の全てを開示せよとの処分を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
平成 30 年夏の〇〇水害においては、〇〇川、〇〇川ほかの各河川が氾濫・決壊している事実があることから、前記各河川が氾濫危険（洪水）水位よりも低い、氾濫注意水位を経過していることは明白である。（氾濫注意水位→出動水位→避難判断水位

→氾濫危険水位の順で各河川が増水している事実は明白である。)

このことから、〇〇市の水防計画に基づき、〇〇県民局長宛に関係文書が届いていることは明白である。(同計画〇頁参照)

〇〇市職員は、同市の防災計画及び水防計画に精通し、これに従う職務上の義務を有し、全力を挙げてこれら職務に専念している。報告を失念するなど怠慢で職務上の義務に反し、職務全体の信用を傷つけ、全くもって不名誉なことで許されざる行為といえ、通常考えられない。

〇〇市からの報告が物理的にないとの確証が得られていない現段階では承服し難い。再度の調査をお願いしたい。さもなくば物理的に報告がされていないとの証明をしていただきたい。

自分たちが行ったことを報告しない、そんなことが行政なのか。行政自らが定めたルールを守らないという構図ではないのか。

河川の水位の変化の状況については、市の水防計画・地域防災計画で県民局長に報告することとされているが、そうした報告がなければ防災行政はできないだろう。

水害において犠牲者がかなりあったわけだが、河川の水位が変化している状況を的確に報告し、それに基づいて知事が対応を指示するということになっていると思ひ、請求した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求にある〇〇市地域防災計画及び〇〇市水防計画において、水防活動時や災害があった際に〇〇市が〇〇県民局又は〇〇県民局長に対して書面により情報を伝達すべきことが定められている部分は、経由するものも含め、〇〇市地域防災計画では「災害通報」、〇〇市水防計画では「消防団等警戒配備の報告」、「決壊等の報告」、「水防活動終結時の報告」の4項目であった。

〇〇県民局において防災・水防業務を所掌する地域政策部地域づくり推進課及び建設部管理課が、この4項目を対象に、平成30年7月豪雨の発生から本件開示請求までの期間に受け取った「昨夏の〇〇水害関連」に係る関係文書の洗い出しを行ったところ、〇〇市からの情報伝達に関係するものとして、県及び市町村等で被害情報や避難所情報等といった防災情報をインターネットで共有するシステムである岡山県総合防災情報システムに入力された十数件の被害情報等のデータ及び人的被害や住家被害等の発生件数を報告する「被害数値報告」の書面を確認した。

しかし、岡山県総合防災情報システムに入力された情報は、〇〇県民局又は〇〇県民局長に対して通知・報告されたものでなく、県及び市町村等の複数の関係者が共有するためのものであり、かつ最終的には県危機管理課で集約される情報であるため、請求内容にある「〇〇県民局及び〇〇県民局長あての公文書」には該当しないと判断した。

また、「被害数値報告」は、平成30年7月豪雨に限り特別に、県危機管理課が〇〇市に提出を求めるために定めた様式であり、〇〇市地域防災計画に定められた様式

及び準用される岡山県災害報告規則に定められた様式ではないため、システム入力情報同様、「〇〇県民局及び〇〇県民局長あての公文書」には該当しないと判断した。

以上の理由から、本件開示請求のあった公文書を取得しておらず、保有していないため、非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「〇〇市地域防災計画及び同水防計画等に基づき、昨夏の〇〇水害関連で〇〇県民局（長）宛に届いている公文書の全て」である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、おおむね以下のように主張している。

平成30年7月豪雨の際、〇〇川、〇〇川ほかの各河川が氾濫・決壊している事実があることから、前記各河川が氾濫危険（洪水）水位よりも低い、氾濫注意水位を経過していることは明白である。〇〇市水防計画によれば、河川水位が氾濫注意水位に達したとき、〇〇市の水防本部長は、各担当部、班及び消防団を適宜出動させ警戒配備につかせなければならない。このことから、〇〇市の水防計画に基づき、〇〇県民局長宛に關係文書が届いていることは明白である。

これに対し、実施機関は、おおむね次のように説明している。

本件開示請求の請求内容にある「昨夏の〇〇水害関連」に係る關係文書の洗い出しを行ったところ、〇〇市からの情報伝達に關係するものとして、岡山県総合防災情報システムに入力されたデータ及び人的被害や住家被害等の発生件数を報告する「被害数値報告」を確認した。前者は、〇〇県民局又は〇〇県民局長に対して通知・報告されたものでないことなどから、請求内容にある「〇〇県民局（長）宛」の公文書には該当せず、後者は、平成30年7月豪雨に限り特別に定めた様式により作成されたものであり、〇〇市地域防災計画に定められた様式及び準用される岡山県災害報告規則に定められた様式のものではないため、請求対象公文書には該当しないと判断した。

審査会において、關係文書の洗い出しに關する実施機関の説明を検証するため、〇〇市長及び〇〇市消防長に対し、平成30年7月豪雨により〇〇市〇〇の地域で発生した災害に關して〇〇県民局又は〇〇県民局長に送付した文書の有無について照会し

たところ、該当する文書として「被害数値報告」の提出を受けた。

実施機関の説明並びに〇〇市長及び〇〇市消防長からの回答を勘案すれば、〇〇水害関連で〇〇県民局（長）宛に届いている公文書としては、「被害数値報告」が存在するのみであり、この文書以外に実施機関が取得し、保有しているものは存在しないことが認められる。当該水害関連で記録されたデータとしては、他に、実施機関が弁明書において触れている岡山県総合防災情報システムに入力されたものが存在することが認められるが、当該データは〇〇県民局又は〇〇県民局長に対して届けられたものには当たらないと考えられるため、以下においては「被害数値報告」が、〇〇市地域防災計画又は〇〇市水防計画等に基づいて提出されたものに該当するか否かについて、検討する。

審査会において見分したところ、「被害数値報告」に関して、上記の2計画において提出の根拠となり得るものは、〇〇市地域防災計画 第2編 第2章 第2節 第2の「2 県への災害通報」中、「災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県，岡山県教育委員会規則第2号…）により実施する」との部分であることが認められた。

この部分において引用されている岡山県災害報告規則第3条においては、報告の要領として、名称、報告先のほか、様式が定められている。本件に照らせば、「被害数値報告」が当該様式に沿って行われたのであれば、当該規則に基づいて行われた報告であり、あわせて〇〇市地域防災計画に基づいて行われた報告であると考えることができる。

上記「被害数値報告」と規則所定の様式を比較すると、一部に共通する項目があることが伺えるものの、記載項目において当該規則が求めるものを満たしておらず、様式においても異なっている。岡山県災害報告規則は、市町村に対する効果を有する法規命令であることから、提出された文書が当該規則に基づくものか否かの判断に当たっては、当該規則の定める形式にも留意すべきであると考えられる。「被害数値報告」と規則所定の様式との相違について、この観点に照らして判断すると、「被害数値報告」は当該規則に基づいて提出されたものとは認められず、〇〇市地域防災計画において災害に関する報告は当該規則により実施すると定められていることから、当該公文書は〇〇市地域防災計画により提出されたものではない。

以上のことから、実施機関が本件対象公文書を保有しているとは認められない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月6日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年12月20日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和元年12月26日	〇〇市に対して送付文書の有無を照会した。
令和2年1月9日	〇〇市長及び〇〇市消防長から回答があった。
令和2年1月27日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和2年12月18日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和3年1月22日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年2月18日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和3年3月2日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員 審査会第2回まで審議
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員 審査会第3回から審議
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。